

奈良県告示第八十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、北花内土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があつた。

平成二十年五月十六日

奈良県知事 荒井正吾

一 退任役員の役名、氏名及び住所

理事 林 正次

葛城市北花内三一〇

中川 佳三

二七一

中井 勝彦

二四一ー五

永田 誠克

三九三

芦高 秀典

五三五

吉川 裕彦

五四八

長水 仁和

四〇一

芦高 房雄

六九六

吉村 宏一

四七二

中井 謙之

六八〇一一

林 正次

葛城市北花内三一〇

二 就任役員の役名、氏名及び住所

監事 堀内 元勝

五〇五一八

村田 卓爾

四七二

中井 勝彦

四〇六

永田 誠克

六九六

吉川 照男

四七一

西川 裕彦

二七一

長水 仁和

二四一ー五

芦高 房雄

三九三

中井 謙之

三四八

吉村 宏一

四〇六

長水 仁和

四〇一

吉川 照男

六九六

西川 裕彦

五四八

永田 誠克

五四八

中井 勝彦

三八八

中川 佳三

三九三

林 正次

三四八

〃 監事

堀内 村田

元勝 卓爾

五〇五八〇一
一一八

〃 〃